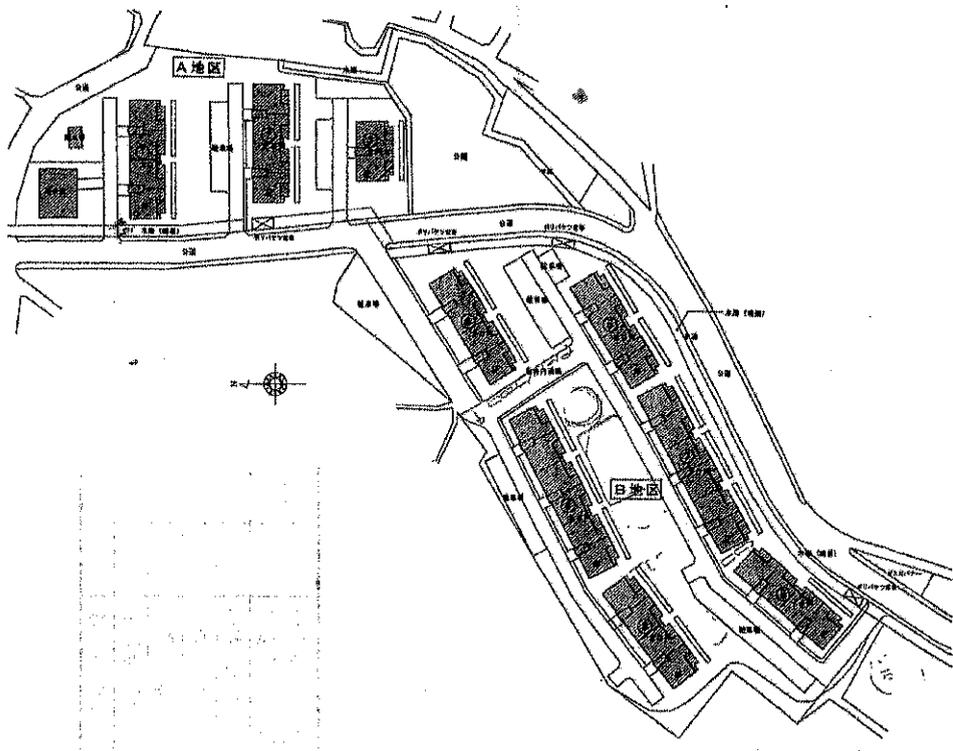


和泉中央南ハイツ

防災マニュアル



令和7年4月1日

和泉中央南ハイツ自主防災委員会

木富顧問担当

表紙

1 はじめに

(防災マニュアルの趣旨)

2. 基本情報

(1) マンションの概要

名称、住所、構造、竣工年、住居数等

(2) 災害基本情報

地域防災拠点場所、想定震度、液状化危険度、土砂災害、浸水想定区域の該当

海老根幹事担当

3 平常時編

(1) 自助（各戸の取り組み）

ア 各戸で想定される被害の事前把握

大規模地震。大震災が発生した際には各戸で様々な被害が発生するので事前に日頃から被害を把握し、対策を講じておくことで被害を最小限に抑えます。

家具や電気製品、（冷蔵庫等の転倒、落下、移動、ガラスの飛散等による負傷者、施設の破損、調理中の地震による火災の発生、電気、水道、ガス、などライフラインの停止、食料品や日用品の不足、電話やメールの通信障害等の被害が予想されます。日頃から家庭内で身の安全と被害を最小限に抑えるように検討し実践します。

イ 家具や電化製品の転倒・落下・移動やガラスの飛散

（家具類の配置や固定方法の点検・見直し）

タンスやクローゼット本棚は市販の突っ張り式の家具転倒防止器具でしっかり固定します。二段重ねの家具は金具等で連結します。冷蔵庫等でキャスターの付いているものは、ストッパーで固定し、ベルト式器具など壁につける上に落下しやすいものを載せない様々な対策方法を組み合わせることで、より大きな効果が期待できるガラス部分には、破片が飛び散らないように飛散防止フィルムを貼りつけます。食器棚は扉が開かないように留め金を付ける、地震発生時、家具が転倒しても被害が生じないように配置を見直します。テレビは壁に台に固定する。

ガラスの前に家具を置かない。（倒れた際にガラスが割れる。）

壁に沿って家具を配置する。（離して配置すると倒れやすい。）

寝室には背の高い家具を配置しない。（就寝中に倒れてくる可能性がある。）

避難通路の近くに家具を配置しない。（避難経路を塞いでしまう。）

※参考資料 もしもにそなえよう 10頁

※参考 「家具類の転倒、落下、移動防止対策ハンドブック」東京消防庁

【調理中の地震による火災発生】

住宅用火災警報器は消防法により全ての住宅に設置が義務付けられています。当ハイツは全戸設置されています。（令和6年10月20日に一斉点検実施）

火災発生時に使用できるように、定期的に消火器の設置場所を確認します。

【電気、水道、ガス、等のライフラインの停止】

（停電時の対応）

通電火災を防ぐため電化製品の電源を切りコンセントからプラグを抜き、ブレーカーを落とします。ブレーカーの位置は事前に確認します。

夜中の場合は暗闇のなかでの行動は危険です。特に地震時には割れたガラスを踏んでしまうこともあります。懐中電灯照明を用意すると共にベッドの下など、近くにスニーカーを用意する。

（断水時の対応）

一人一日3リットルを目安に最低3日分の飲料水を各戸で用意します。風呂の残り湯は捨てずに、生活用水として使用します。

污水管に被害があった場合は、トイレが使えなくなります。簡易トイレなどを用意します。一人一日5回分、各戸で用意します。

（ガス供給停止時の対応）

震度5強以上の揺れを感知した場合には、ガスメーターが自動的にガスを止めます。異常が無いときには各自で復帰させることが出来ます。事前に復帰を確認します。

カセットコンロ・ガスボンベを用意しておきます。ガスボンベは予備を含めた数を各戸で用意します。

（食料、日用品などの不足）

大規模な震災によってライフラインが停止すると、早期の復旧が見込めず、生活に不便が生じることが予想されます。

一般にマンションは耐震性に優れ、倒壊の可能性は低いと言われていますが、最低3日間は自宅で生活できるように、各戸で水・食料・生活必需品などを、あらかじめ用意します。

これらのものは、各家庭での用意が原則です。

（各家庭での備蓄品（例） 我が家の備蓄リスト（参考資料もしもにそなえよう6・7頁）

備蓄品の例		1人の 一日分の 備蓄数の目安	家族3日分の 備蓄数の目安	家に備蓄し ているもの	家にある備 蓄数	備考 賞味期限等
飲 み 物	飲料水 水 お茶 スポーツ飲料等	3リットル	リットル		リットル	
主 食	アルファ米 缶入りパン カンパン 麺類 カップ麺	3食 3食	36食 食	わかめご飯 ひじきご飯	24食 食	2029年 3月31日
お か ず	ツナ缶 さんま缶 焼き鳥缶 レトルトカレー コーン缶 五目豆 など	1食2種類 程度	食		食	

その他	果物缶詰 栄養補助食品 お菓子 野菜ジュース	1種類	食	食	
家族用	ベビーフード 濃厚流動食 病者用食品		食	食	
トイ レシ	処理袋など 凝固剤がセット になったもの	5回分	回分	回分	

- 玄関の近くなど、すぐに取り出せるところに保管しましょう。
- 家族全員で保管場所を把握しましょう。
- 賞味期限が過ぎないように気をつけましょう。
- 毎年9月1日（防災の日）など、確認する日を決めておきましょう。

（防災備品の備蓄）

（日常備蓄、防災備蓄品、非常用持ち出し袋）

発災直後は、インフラが停止したり、日用品の購入が困難になります。そのために普段と変わらない生活を自宅で送れるよう、備えをしておくことが大切です。

ウ 災害に備えた知識の習得

（火災発生時の行動、マンションの地形を知る、避難所、避難経路の把握）

泉区震災パンフレット「もしもに備えよう」を全戸配布しております。ときどきこの冊子に目を通し、もしもに備えましょう。（参考資料）

エ 家族会議

発災直後は電話が殺到し、被災地域内では電話が繋がりにくくなるため、家族間でも安否確認が出来なくなる場合があります。その際には災害用伝言サービスのほか、メールやSMSを活用しましょう。また、遠方の親戚などをお願いして連絡の中継点になってもらうなど、家族との連絡方法を確認しましょう。（参考資料 14 頁）

佐藤会長担当

(2) 共助（管理組合の取り組み）

ア 施設設備の点検

南ハイツ内にどのような施設及び設備（備蓄）が整備されているか、そしてどのように利用するのかを確認します。また、いつ被害が起きても、それらが十分機能するように点検を実施します。南ハイツには、平成24年、空き地の活用という観点から、防災備蓄庫の設置をした。面積は9, 3㎡。備蓄品としては、食料以外のもの、災害時の必要なものを毎年60万円の予算で購入してきた。別紙参照（様式10）

- 建物の耐震性能
- 施設の状況
- 共用施設の利用方法
- 各設備の点検
- 防災に関する設備の点検・利用方法
- 備蓄物資の確保と管理

• 想定される被害の事前把握

各戸において、家具や電化製品の転倒・落下・移動や、ガラスの飛散による負傷者の発生、
施設の破損

調理中の地震による火災の発生

電気・水道、ガスなどのライフラインの停止

食料、日用品などの不足

電話、メールの通信障害

• 建物の安全確保

我がマンションは軽量鉄骨構造で、
建築年月日を確認します。

【	昭和49年	8月	日】
---	-------	----	----

• 施設の点検と活用

- 建物の耐震性能
 - 施設の状況
 - 共用施設の利用方法
 - 各施設の点検
 - 防災に関する設備の点検・利用方法
 - 備蓄物資の確保と管理
- #### • 防災に関する設備の把握

・防災設備の確保と管理

停電時の電源としては、ガソリン発電機1台、ガスボンベ発電機2台、ソーラー発電機1台を備えている。敬老会では各家庭にランタンをとどけた。現在はスマホの時代なので各発電機とも、スマホの充電設備を多く準備します。別紙（様式10）災害備蓄庫物資リスト

イ・防災活動とコミュニティーづくり

各家庭での災害に対する備えは大切です。しかし、各家庭・個人の力だけで災害に立ち向かうには限界があります。災害時には協力して応急活動に取り組みことが被害拡大を防ぐことに繋がります。日頃から居住者同士で顔を合わせ、よりよい関係作りに努めましょう。阪神淡路の大震災でも、倒壊家屋から救出された方の約8割が、近隣住民により救出されたと報告されています。いざという時に備えて居住者・地域との協力体制を築くことが、マンション自体の防災力を高めることにもなります。

・入居者名簿の作成

南ハイツでは入居者名簿を作成・整備します。

名簿の（個人情報）の取り扱いには十分な注意を払います。運用のルールを決め、定期的に更新します。

このマンションは入居者の入れ替わりなどは、管理人が集会所に配置されており、常時管理組合と連携があり、名簿は常に新しいものを掌握している。別紙2 居住者名簿

・防災専門の態勢と人員の確保

平常時から防災に関して継続的かつ専門的に検討し、活動できる体制作りが大切です。

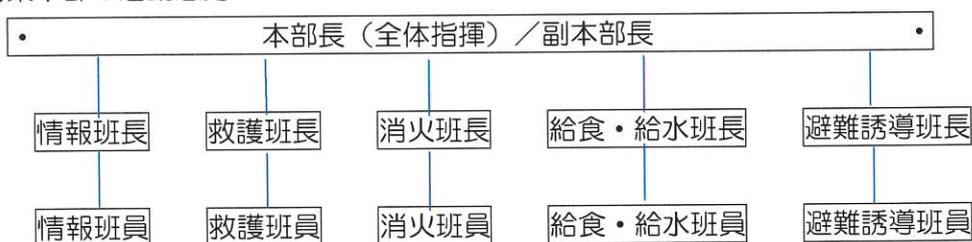
役員の任期	年	防災訓練の実施状況	年 回 内容：
役員の人数	人	居住者名簿の有無	有 ・ 無
会合の回数	年 回	災害時要援護者名簿の有無	有 ・ 無
自主防災組織の有無	有 ・ 無	防災マニュアルの有無	有 ・ 無

・防災活動組織の設置

和泉中央南ハイツでは、「和泉中央南ハイツ自主防災組織」を設置している。災害発生時には初動体制が何より重要です。情報の集約・伝達や活動指示を円滑に行うため、あらかじめ、本部長や各班員を定め、事前に「誰が」、「どのような役割」を担うのか具体的な計画を立てておく必要があります。

しかし、発災時にすべてのメンバーが在宅しているとは限りません。柔軟な対応委ができるような組織作りを心がけます。

(1) 対策本部の活動態勢



※物資班は2日目以降に追加します。

(2) 対策本部の主な活動内容

役 割	発災時の活動内容	平常時の活動内容
本部長・副本部長	<ul style="list-style-type: none"> 対策本部の立ち上げ 活動全体の把握及び指示 防災関係機関との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> 防災活動（防災訓練等）の実施 防災関係機関、地域の町会・学校（避難所）との連絡
情報班	<ul style="list-style-type: none"> 居住者の安否確認情報の収集、整理 建物内外の情報収集 居住者への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 居住者名簿及び災害時要援護者名簿の作成、管理 安否確認方法の確立
救護班	<ul style="list-style-type: none"> 負傷者及び要援護者の救出・救護・避難誘導 救護所の開設・運営 医療機関及び避難所への搬送・誘導 	<ul style="list-style-type: none"> 応急手当講習等の受講 担架・医薬品等の備蓄管理
消火班	<ul style="list-style-type: none"> 初期消火活動 建物の安全確認、安全確保 出入口の管理、防犯活動 	<ul style="list-style-type: none"> 初期消火訓練 建物及び設備の実態掌握、点検、調査
給食・給水班	<ul style="list-style-type: none"> 備蓄品及び救援物資等の管理・配付 避難所運営の協力 ごみ集積場所の確保・管理 	<ul style="list-style-type: none"> 備蓄物資の計画的配備及び管理 支援物資受け入れ態勢の整備
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> 避難路（所） 標識点検 	<ul style="list-style-type: none"> 住民の避難誘導活動

・災害時要援護者の把握と支援

災害時要援護者名簿は、自治会が区役所と連携を取り、常に掌握されている。自治会組織は、階段ごとに委員を配置しているため、10件の家庭の状況はほぼ把握している。災害時には、この名簿は出していないが、近隣で守り合うシステムは、出来上がっている。

・防災訓練等の計画と実施

南ハイツの居住者の防災訓練は2段階になっている。まず、南ハイツ全体として、管理組合と自治会協力での合同防災訓練が5月の第二日曜日に行う。

中和田中学校の地域防災拠点訓練は、12月第二日曜日に、中学校の体育館やその周辺を使い、

近隣 3 町会 200 名を対象に毎年訓練を行う。

・マンションのコミュニティーづくり

災害時には普段からの近隣とのお付き合いが非常に大切になってくる。近所なればこそ、あそこの家族内容などお互いにわかり共助に繋がっていく。自治会主催の秋祭りや、合同防災訓練など、普段からの各種行事に参加することが、最大のコミュニティーに繋がる。いざという時に備えて居住者・地域との協力態勢を築くことがマンション自体の防災力を高めることとなります。

・地域の行事、催事への参加と協力

和泉中央連合自治会には、各種行事が予定されている。自治会メンバーからは、会長を始め、連合の専門部には全ての組織に入り込んでいる。またシニア（老人会）には連合の連長を輩出している。上部の連合や区の行事のも全面的に出席している。

地域の町会・自治会名に加えて、地域で実施される行事や祭事を掌握します。

- | | |
|-------------------|-------|
| ・農協祭り | 10月中旬 |
| ・泉区民祭り | 11月3日 |
| ・そよ風フェスタ（地域ケアプラザ） | 12月初旬 |
| ・台谷戸町内会 夏祭り | 8月中旬 |
| ・東町内会 秋祭り | 10月中旬 |
| ・連合自治会 ふるさとまつり | 12月初旬 |

ウ 地域との連携

災害時には地域の住民防災組織（町会・自治会を母体とした防災組織など）や近隣の避難所、避難場所との連携が必要です。災害時には中和田中学校が地域防災拠点に指定されています。

自治会は、上部の組織、和泉中央連合自治会に所属しています。連合自治会の年間行事は、体育祭（スポーツフェスティバル）・ふるさと祭り・ソフトボール大会など多岐にわたって行われています。

中和田中学校地域防災拠点の運営委員として、自治会長は4年間委員長の任にあり、現在は副委員長として役所とのパイプなども行っている。

（地域防災拠点）

【中和田中学校】

（一時避難場所）

【プレイロット】（中庭）

・地域と連携する。（地域防災拠点、区役所、消防所）

地域との連携は、泉区においてはホームページを各町会で開設されており、我が自治会でも（和泉中央南ハイツ自治会）で、詳細にホームページを開設しています。毎日 100 件前後のカウンターがあり、有効利用されています。

地域防災拠点は、中和田中学校に位置している。3町会で構成されていて、2年1期、交代で

委員長の任になっている。昨年まで4年間は自治会長が委員長をつとめ、現在は副委員長としてその運営携わっています。

区役所とは、地域振興課とで「町のはらっぱ」を無償で借りている。ここは地域全体の一時避難場所として、泉区より指定されている。また防災訓練では総務課の危機管理係と連携を取り、防災訓練では毎年講演を行ってきている。また消防団中心に初期消火やLED訓練なども行っている。

消防署よりの依頼事項として、全世帯を対象に、火災警報器の一斉点検を行った。今後、火災警報器の斡旋なども続けていきたい。

・地域の行事、催事への参加と協力

和泉中央連合自治会には、各種行事が予定されている。自治会メンバーからは、会長を始め、連合の専門部には全ての組織に入り込んでいる。またシニア（老人会）には連合の連長を輩出している。上部の連合や区の行事のも全面的に出席している。

地域の町会・自治会名に加えて、地域で実施される行事や祭事を掌握します。

- | | |
|-------------------|-------|
| ・農協祭り | 10月中旬 |
| ・泉区民祭り | 11月3日 |
| ・そよ風フェスタ（地域ケアプラザ） | 12月初旬 |
| ・台谷戸町内会 夏祭り | 8月中旬 |
| ・東町内会 秋祭り | 10月中旬 |
| ・連合自治会 ふるさとまつり | 12月初旬 |

木畠顧問担当

4 発災時編

- (1) 地震直後の行動
 - ア 室内にいる時に地震が発生した場合
 - イ 共用部にいる時に地震が発生した場合
 - ウ 安全に避難する場合
- (2) 発災時の活動の流れ
- (3) 対策本部の体制
- (4) 対策本部の主な内容
- (5) 対策本部の活動場所（例）
 - ア 発災期（地震発生後～1日目の活動）
 - ・各住戸の活動
 - ・対策本部の活動
 - イ 被災生活期（2日～3日の行動）
 - ・対策本部の活動
 - ウ 復旧期（4日目の活動）
 - エ 各様式

裏表紙

様式集

- 様式 1 対策本部員名簿
- 様式 2 居住者名簿
- 様式 3 災害時要援護者名簿
- 様式 4 安否確認カード
- 様式 5 棟別安否情報シート
- 様式 6 災害連絡カード
- 様式 7 連絡依頼書兼安否不明ステッカー
- 様式 8 対策本部安否情報シート
- 様式 9 救護所受付名簿
- 様式 10 災害備蓄庫物資リスト

参考資料：もしもにそなえよう。(泉区震災対策パンフレット)

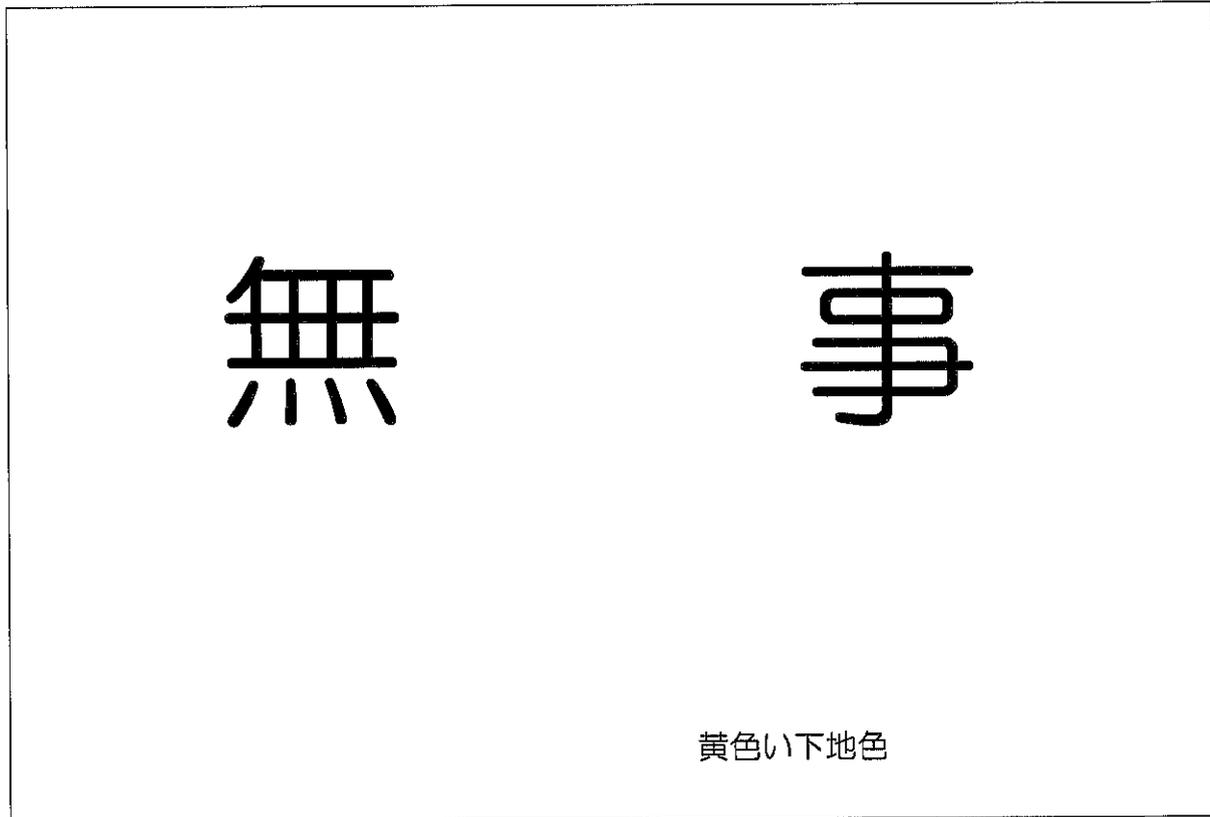
参考資料 2：オフィス家具等の転倒防止対策の例

様式1 対策本部員名簿

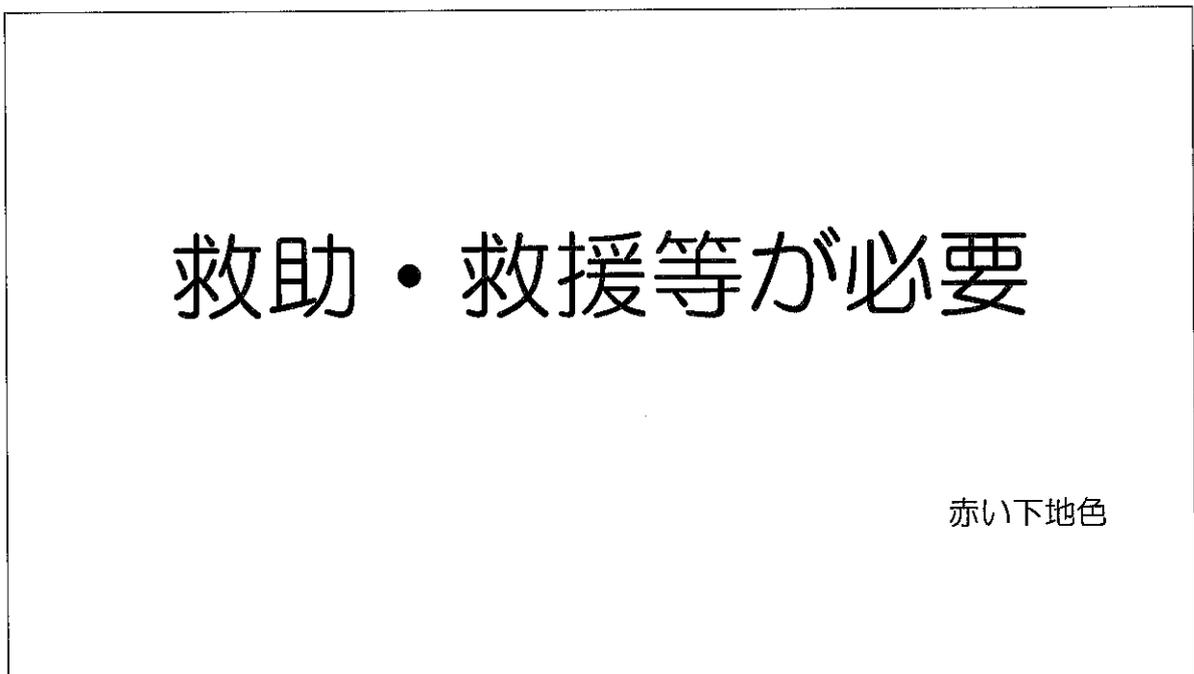
役割	氏名	部屋番号	連絡先	
本部長（防火管理者）	佐藤 茂	1-113	090-3502-6271	
防火管理者	海老根 孝	4-431	090-8086-6177	
副本部長	島田 詠子	1-133	080-1149-8805	
副本部長	斎藤 幹夫	8-833	045-804-1162	
情報班	班長	関 進也	8-852	045-803-5750
	副班長	佐藤 京子	1-113	080-5478-4574
救護班	班長	河上 親	9-921	080-2012-7377
	副班長	羽鳥 由美子	2-253	045-801-9092
誘導班	班長	星川 正志	7-733	090-3344-9747
	副班長	本間 順一	6-646	045-802-0456
給食班	班長	秋元 幸子	2-211	090-5809-9218
	副班長	谷 竹子	6-636	090-4663-2501
初期消火班	消防団	小林 司	1-132	090-8165-8437
	消防団	内田 康浩	4-412	045-801-9275
	班長	小山 道夫	5-512	080-4878-8024
	副班長	岡村 栄治	5-543	090-1209-8948

様式4 安否確認カード

- 家族等の安全を確認し、安否確認が不要な場合



- 救助・救護等が必要な場合



対策本部からのお願い
() 号室様

居住者の安否を確認しています。
帰宅されたら

- ○ (○○○号室)
- ○ (○○○号室)
- ○ (○○○号室)

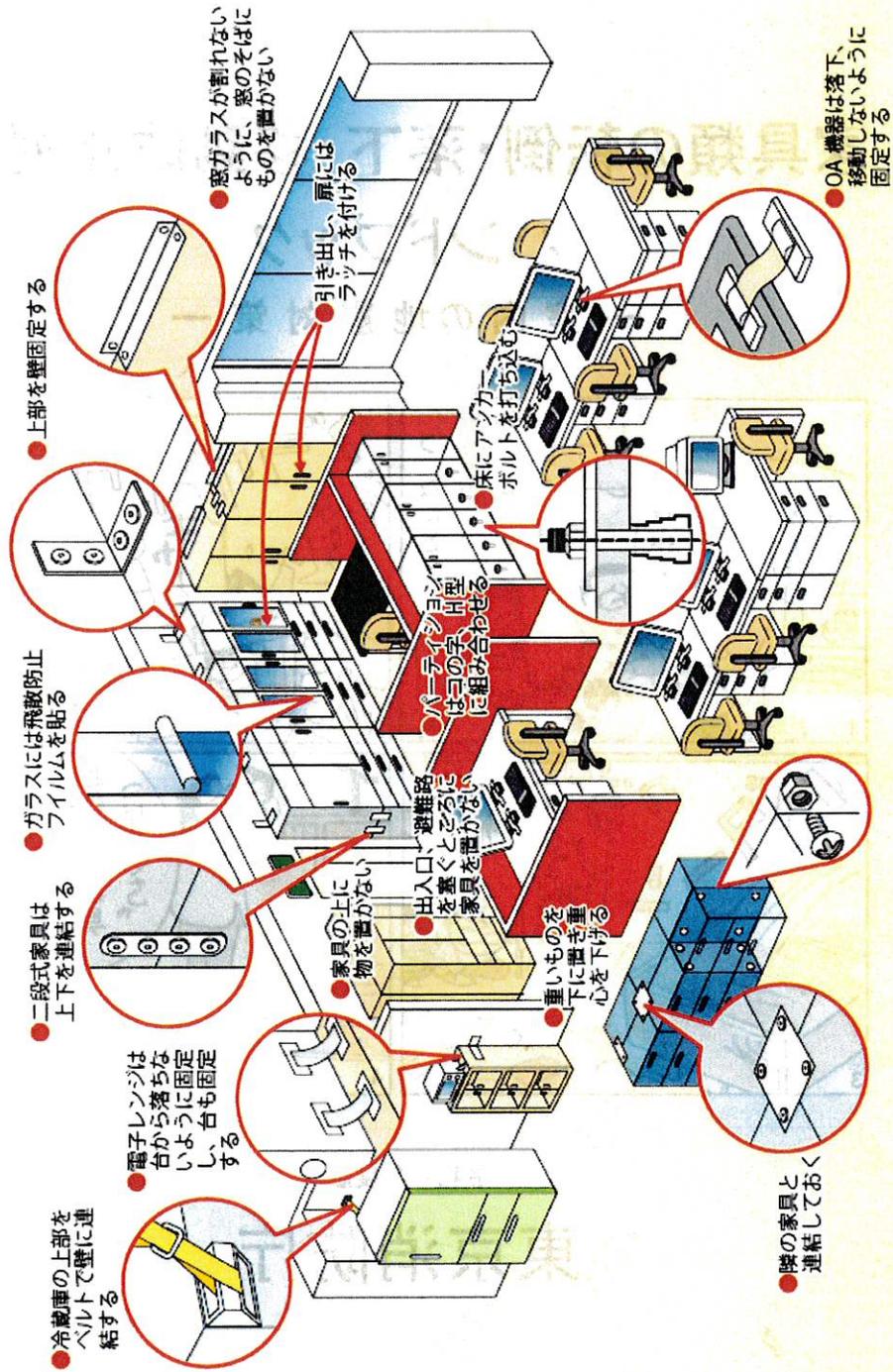
のいずれかまでご連絡ください。

※ 連材の状況をご説明し
「災害連絡カード」をお渡しします。

様式 10 災害備蓄庫物資リスト

番号	購入年度	資材名	個数	備考
1	平成25年	防災ヘルメット	30	緊急時役員用
2	25年	ハンドマイク	2	
3	25年	担架 2個	2	
4	25年	布製担架	3	
5	25年	キャリーセット(スコップ・ツルハシ・ハンマー等)	3	
6	25年	簡易トイレ(凝固剤・排便袋)	200	全世帯分
7	25年	テント	1	
8	25年	ポリタンク 10ℓ用	200	全世帯分
9	25年	滑り止め軍手	15	
10	25年	防災拠点用ブルゾン	20	
11	26年	リヤカー(折りたたみ式)	2	
12	26年	充電式ライト(ラジオ式)	2	
13	26年	ジャッキ	1	
14	26年	救急医療セット	2	
15	26年	発電機一式(コードリール・三脚)	1	
16	26年	投光器1式	1	
17	26年	バケツ	5	
18	26年	カセットコンロ(予備ボンベ含む)	5	
19	26年	ガスボンベ	5	
20	26年	トラロープ 12mm×200m	5	
21	26年	防寒具(アルミシート)	20	
22	26年	ブルーシート	5	
23	27年	レスキューツールセット	2	
24	27年	イージーステップ3輪キャリー	3	
25	29年	たためるバケツ ツイスター	10	
26	29年	防寒具(アルミシート)	50	
27	令和 2年	インバータ搭載発電機 900VA	2	
28	2年	アルミ強力LEDヘッドライト	6	
29	2年	寝袋(アルミ)	100	
30	3年	非接触温度計添付リード	3	
31	3年	エレコム 雷ガードタップ6ケロ	5	
32	4年	発電機ポータブル電源ソーラーパネル	1	

オフィス家具等の転倒防止対策の例



(*) 一部加筆

発災時のマンション全体の活動

● 震災発生直後～1日目

あらかじめ役割を決めていても、災害時にメンバーが在宅しているとは限りません。
発災当初はマンション内にいる居住者が主体となって活動します。その場にいる居住者のみで対応ができる組織作りが求められます。

発災直後の対策本部の活動としては、居住者の安否確認、安否情報の集約、救護所の開設を優先します。

(1) 対策本部の設置

- ・あらかじめ対策本部設置の条件を決めておきます。

項目	内容
対策本部設置条件	
対策本部設置場所	
対策本部設置者	

- ・「対策本部員名簿(様式1)」に定めたメンバーが中心となり、活動を開始します。
 ただし、発災時にメンバーが不在の場合を想定し、代理のメンバーを決定します。

役割	氏名・部屋番号	電話番号
本部長		
本部長(代理)		
副本部長		
副本部長(代理)		
情報班長		
情報班長(代理)		
救護班長		
救護班長(代理)		
安全班長		
安全班長(代理)		

(2) 本部長・副本部長の活動

【班長の指名、班の再編成】

- ・ 班長や班長代理が不在の場合は、各班長を指名します。
- ・ 各班の集合人数に偏りがある場合は、人数が不足している班への配置換えを行います。
- ・ 対策本部員の絶対数が足りない場合は、在宅の居住者の中から班員を指名します。

【情報の集約・全体の活動の指揮】

- ・ 各班からの情報や報告等により、居住者の安否情報や、建物・設備の被害状況といった「内部情報」、地域の被害状況や、避難所の開設状況といった「外部情報」を把握し、対策の検討や活動全体の指揮をとります。
- ・ 必要に応じて防災関係機関(警察・消防・区など)へ救助、応援要請や、被害状況を報告します。
- ・ マンション自体に火災が発生している場合、あるいは火災が迫ってくる危険がある場合は、居住者を適切な場所へ避難するように呼びかけます。
- ・ 本部長は全体の動きを把握するため、対策本部に常駐し、活動指示に徹します。

(3) 情報班の活動

【安否確認】

- ・ 安全確保のため各階段2人1組で各住戸の安否確認を行い、その結果を「階段別安否情報シート(様式5)」に記入します。
- ・ 安否確認を行うことができた居住者には、「災害連絡カード(様式6)」を配布します。
- ・ 「安否確認ステッカー(様式4)」で救助や救護を求めている住戸や、ドアが壊れている等避難路の確保ができない住戸を確認した際は、救護班長を通じて救護班に対応を依頼します。
- ・ 「安否確認ステッカー(様式4)」が貼られておらず、安否確認できなかった住戸についてはテープなどで「連絡依頼書兼安否不明ステッカー(様式7)」をドアに貼り、帰宅した際の連絡を求めるとともに、継続して安否確認を行います。

【情報の整理・伝達】

- ・ 階段別安否情報シート(様式5)に集められた情報を集約し、「対策本部安否情報シート(様式8)」に整理し、情報班長及び本部長・副本部長に報告します。
- ・ 安否情報のほか、救護所の開設や建物・設備の状況などを必要に応じて掲示板や館内放送等を活用し、居住者へ伝達します。

(4) 救護班の活動

【閉じ込め者の救出】

- ・居住者の中に医師、看護師、介護経験者等がいる場合は協力を要請します。

(5) 安全班の活動

【初期消火活動】

- ・各部屋の出火状況を確認し、出火している部屋があれば大声で周囲に知らせ、班員と協力し、初期消火を行います。
- ・初期消火を行う際は、事前に避難経路を確保します。
- ・火が天井まで達したら初期消火は不可能と判断し、消防署へ通報するとともに、安全班長及び本部長・副本部長へ報告し、居住者の避難誘導をします。

【安全確認】

- ・建物や設備の安全確認を実施し、危険場所を把握した場合は、安全班長及び本部長・副本部長に報告します。
- ・危険場所には表示をして、立ち入りを制限します。

(チェックポイント)

- ・建物：外壁や内壁のひび・崩落、ガラスの飛散 など
- ・設備：給水管、排水管、など

震災発生から 2 日目～3 日目

2 日目以降になるとそれぞれの活動も徐々に落ち着き、帰宅者等により活動人員が確保しやすいことから、対策本部の態勢を充実させていきます。

(1) 本部長・副本部長の活動

新たに追加した物資班を含め、有志を募り各班の配置を指示します。

救護班は医療・看護・福祉関係者から、安全班は建築関係の居住者から選出します。

引き続き、各班からの情報や報告等により、建物内外の状況を把握し、対策の検討や活動全体の指揮を取ります。

防災関係機関、地域の町会・自治会と連携した活動を行います。

(2) 情報班の活動

【各住戸の情報収集】

・安否確認ができず、「連絡依頼番兼安否不明ステッカー(様式 7)」をドアに貼付けた不在者から帰宅の連絡を受けた際には、「災害連絡カード(様式 6)」を渡します。

・帰宅者の情報は引き続き「階別安否情報シート(様式 5)」及び、「対策本部安否情報シート(様式 8)」に整理し、情報班長及び本部長・副本部長へ報告します。

・安否情報のほか「災害連絡カード(様式 6)」等から把握した情報をとりまとめ、必要に応じて情報班長及び本部長・副本部長へ報告します。

- ・ 救護が必要な住戸がある場合には、救護班長を通じて救護班へ活動を依頼します。

【情報の整理・発信】

- ・ 防災行政無線や、防災・緊急情報メール、または、近隣の避難所などに出向く等、情報収集を行います。
- ・ 建物内外の情報を把握し、掲示板で連絡事項を居住者に伝えます。

（3） 救護班の活動

【救護所の運営】

- ・ 組織の再編成により、医療・看護・福祉関係者は救護所での活動に従事します。
- ・ 手当完了後の対応(帰宅等)を含め、利用者の状況を「救護所受付名簿(様式9)」に記入します。

【負傷者の搬送・誘導】

- ・ 引き続き負傷者、要援護者など救護が必要な方を救護所へ誘導し、必要に応じ避難所または、緊急医療救護所へ搬送、誘導を行います。

（4） 安全班の活動

【建物・設備の安全確保】

- ・ 各理事協力のもと、点検する。

【防犯活動】

- ・ 南ハイツの見回りをを行います。
- ・ 地域の町会・自治会が行う防犯活動に協力します。

（5） 物資班の活動

【備蓄品の管理・配布】

- ・ 「災害連絡カード(様式6)」などから飲料水、食糧が必要な住戸を確認し、必要な物資を把握します。
- ・ 「備蓄物資配布リスト(様式11)」を作成し、物資班長及び本部長・副本部長へ報告します。
- ・ 状況に応じて配布ルールを作り、本部長・副本部長の指示により各住戸に物資を配布し「備蓄物資配布リスト(様式11)」に配布状況を記入します。
 - ・ 各階段に班員を配置し、上下階のリレー方式で物資を配布します。
 - ・ 備蓄物資の使用状況を管理します。

【飲料水の確保】

- ・ 水は各家庭での用意が原則ですが、もしも飲料水が不足する場合は、防災拠点の受水槽から、水を運搬します。

(給水拠点とは)

大地震が発生し、断水になったときでも、応急給水槽や浄水場・給水所などの給水拠点で、応急給水を受けることができます。(中和田中学校)

【救援物資の確保】

- ・避難所との連携を円滑にするため、避難所運営に協力します。
- ・物資が不足する場合は避難所と調整を行ったうえで救援物資を運搬し、マンション内で保管・管理・配布を行います。

【臨時ごみ集積場所】

- ・ごみは各住戸での保管を徹底します。

● 4日目以時(復旧期)

被災生活期(2日目～3日目)の活動を継続しますが、ライフラインの復旧状況により活動態勢を縮小し、段階的に平常時の態勢に移行していきます。活動態勢の縮小は、電気の復旧を目安とします。

(1) 情報班の活動

【情報の管理】

- ・電気、が復旧して各住戸との連絡が可能になり、災害対策上問題ないと判断した時点で活動を縮小します。
- ・安否確認については、全居住者の状況が把握できるまで継続します。

【地域情報の提供】

- ・避難所、地域の町会・自治会の情報を把握し、引き続き掲示板で居住者に情報を提供します。

(2) 救護班の活動

【救護所の閉鎖】

- ・安全が確認されたら、負傷者・要援護者を自宅、あるいは医療機関に引き渡し、利用者がいなくなった段階で救護所を閉鎖します。

【救護活動】

- ・在宅での救護活動を行っている方に対しては、支援の必要の有無を本人または家族に確認します。

(3) 安全班の活動

【建物・設備の安全確保】

- ・管理人による管理態勢が整った段階で、平常時の管理態勢に移行します。

【防犯活動】

- ・ 地域の防犯活動は地域の町会・自治会等と協議のうえ、活動を縮小します。

(4) 物資班の活動

【備蓄品、救援物資の配布】

- ・ 食料や日用品が不足している場合は、避難所と調整し、救援物資の確保・管理・配布を継続します。

【ごみ処理】

- ・ 各住戸のごみをごみ集積場所へ運搬するように居住者へ指示します。
- ・ ごみ集積のルール徹底と、ごみ集積場所の管理を継続します。

(5) 対策本部の活動

【対策本部の廃止】

各班の活動状況を把握し、縮小・廃止を指示します。

- ・ 本部長の判断で対策本部を廃止し、平常時の態勢へ移行します。